

福岡市 NPO・ボランティア交流センター あすみんミュージアム 利用規約

〈事業概要及び目的〉

福岡市NPO・ボランティア交流センター（以下、当施設）は、市民公益活動に関する情報・交流の拠点施設であるため、当施設の壁面を利用して、市民公益活動の中で制作された作品等の展示を行うことで、団体広報のサポートを行うとともに、施設を利用する市民に対し市民公益活動への新たな関心や気づきを創出することを目的とする。

〈事業効果〉

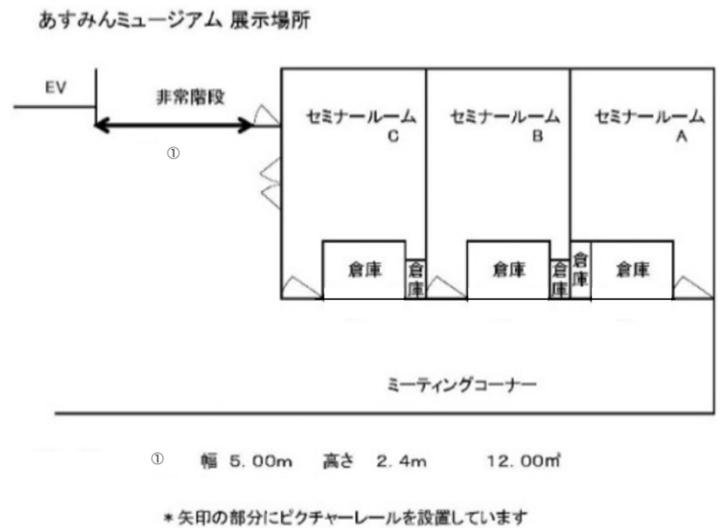
作品の展示をきっかけとして、施設利用者が市民公益活動への興味関心を生みだし、そこから団体同士のつながりや市民公益活動の拡がり生まれる効果を期待している。

〈展示スペースについて〉

(1)展示スペース

①ミーティングコーナー壁面① 幅 5m×高さ 2.4m

（詳細は、別図のとおり。また、高さは天井を起点とした距離とする。）



(2)展示時間

当施設の開館時間中、常時展示するものとする。

(3)展示期間

搬入搬出の期間を除き最低 1 週間は展示するものとする。（展示期間については別紙展示スケジュールを参照）

(4)出展者

市民公益活動を行う団体・個人

(5)展示物

市民公益活動に関する作品

(絵画・写真・手芸など)であり、

次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- ①営利性、宗教性、政治性のあるもの又はそのおそれがあると判断されるもの
- ②法令等に違反するもの又はそのおそれがあると判断されるもの
- ③公序良俗に反するもの又はそのおそれがあると判断されるもの
- ④人権侵害となるもの又はそのおそれがあると判断されるもの
- ⑤公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑥前各号に掲げるもののほか、展示物として不適當であると判断されるもの

(6)展示物の規格等

原則として上記(1)の展示スペースへの展示が可能な大きさのものとし、展示位置等については、出展者と協議のうえ決定する。

(7)申込方法

窓口、メールフォーム、FAXにて、申込書とサインをした利用規約を提出してください。希望展示期間の原則1ヶ月前まで受け付けます。

(8)料金

展示にかかる料金は無料とする。

(9)その他

- ①搬入出時間や備品など、展示に必要な事項について、展示期間の2週間前までに管理者と出展者により打ち合わせを行う。
- ②作品の搬入出は、出展者が行うこととする。
- ③出展者に、以下の事項への同意を求めることとする。
 - ア) 来館者の不注意による展示物の破損、盗難が発生した際、管理者は一切責任を負わないものとする。
 - イ) 当施設の広告・広報用として、館内や作品を撮影した写真などをウェブサイトや印刷物に掲載することがある。また、来館者による作品の撮影は、基本的に許可するものとする。
 - ウ) 施設・什器に対しての、釘・ネジ・画びょう類の使用は行わない。
 - エ) 設備・什器・壁面等を破損、汚損、紛失された場合は、実費弁償を行う。

あすみんミュージアムの利用規約に同意して、申込みをします。

年 月 日

団体名

氏名